

新潟市水道局工事成績評定通知実施要領に定める工事成績評定評価委員会設置基準

(趣 旨)

第1条 この設置基準は、新潟市水道局に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 新潟市水道局が契約した工事のうち工事成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 技術管理室長
- (2) 当該工事主管課長
- (3) 技術管理室補佐
- (4) 当該工事担当検査職員

2 委員長は技術管理室長とする。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は必要に応じて工事担当課長の担当係長等を出席させることができる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は総務部技術管理室が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。